

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第15号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） おはようございます。

議案第15号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計予算について、細部説明を申し上げます。

美浜町国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億57,378千円で、前年度と比較して6,788千円、0.70%の減少でございます。国保から後期高齢者医療への移行などによる被保険者数の減少と国民健康保険事業費納付金が減少したことが主な要因でございます。また、保険税率の上昇を抑制するため、基金から20,000千円の繰入れを行います。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、国民健康保険税は、被保険者1,630名を見込み、一般被保険者国民健康保険税1億53,954千円、退職被保険者等国民健康保険税6千円で、合計1億53,960千円でございます。前年度と比較して2,439千円の減額でございます。被保険者数の減少が主な要因でございます。

8ページ、使用料及び手数料の督促手数料は50千円でございます。

国庫支出金、国庫補助金、災害臨時特例補助金は1千円の科目設定でございます。

出産育児一時金補助金は45千円でございます。

下段の県支出金、県補助金は、保険給付費等交付金として普通交付金6億80,472千円、10ページ、特別交付金12,062千円、合わせて6億92,534千円でございます。

また、財政対策補助金は1,711千円でございます。

財産収入、財産運用収入は、基金の預金利子44千円でございます。

一般会計繰入金は86,159千円で、前年度と比較して4,320千円の増額でございます。内訳は、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分30,715千円、同繰入金の保険者支援分15,370千円、同繰入金の未就学児保険税軽減分317千円、12ページ、職員給与費等繰入金17,081千円、出産育児一時金等繰入金2,970千円、財政安定化支援事業繰入金16,921千円、地単事業分2,785千円でございます。

繰入金、基金繰入金20,000千円は、保険税率の上昇を抑制するため基金から繰入れを行います。

繰越金は1,000千円でございます。

諸収入、延滞金、加算及び過料は501千円で、一般被保険者延滞金500千円、退職被保険者等延滞金1千円でございます。

14ページ、預金利子は1千円の科目設定でございます。

雑入、一般被保険者第三者納付金350千円、退職被保険者等第三者納付金1千円、一般被保険者等返納金10千円、退職被保険者等返納金1千円、高額療養費貸付金償還金1,000千円、雑入は指定公費受入金10千円を計上しております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

16ページ、総務費、総務管理費、一般管理費は15,226千円で、2名分の人件費と事務経費となっています。一般管理費の内訳としては、給料6,572千円、職員手当等3,478千円、共済費1,857千円、需用費130千円、役務費2,435千円、委託料251千円、負担金補助及び交付金503千円でございます。

国民健康保険団体連合会負担金は839千円でございます。

徴収費の賦課徴収費は861千円で、コンビニ収納の手数料、クラウドシステムによる帳票類の共同印刷などの費用を計上してございます。

18ページの運営協議会費は198千円で、委員9名分の報酬と需用費でございます。

次に、第2款保険給付費の合計額は6億85,614千円で、前年度と比較して6,388千円の増額でございます。一般被保険者高額療養費の増額が主な要因でございます。内訳は、療養諸費5億86,482千円、高額療養費93,979千円、20ページ、移送費11千円、出産育児諸費4,502千円、22ページ、葬祭諸費540千円、傷病諸費100千円でございます。

第3款国民健康保険事業費納付金の合計額は2億40,197千円でございます。内訳は、医療給付費分1億74,639千円、24ページ、後期高齢者支援金等分48,669千円、介護納付金分16,889千円は和歌山県に納める納付金でございます。保健事業費は4,277千円、高額療養費貸付金は1,000千円でございます。

保健事業費の特定健康診査等事業費は8,370千円で、今年度におきましても雇い上げた保健師による特定健診未受診者への電話連絡により、受診率の向上に努めるとともに、受診者に合った受診勧奨の案内を送付する特定健診等受診率向上事業にも取り組みます。

基金積立金は利子積立金44千円でございます。

諸支出金は、保険税その他の還付などに要する経費で、款の合計は752千円でございます。

なお、添付資料として給与費明細書を添付してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。歳入で、どれがどうかよく分からないんですけども、とにかく健康保険税、よくモデルでどれぐらいという質疑が、過去も私もした記憶があります

が、大体40代、配偶者があって、お子さんが小学校お2人ぐらいというようなふうに仮定して、ここで年収が問題ですけれども、3,000千、4,000千程度ということで、健康保険税は幾らになるのか。

今、ちょっとアップー、忘れましたが、50か60かその辺、ちょっと記憶が定かでないんですが、一番最高がどれぐらい対応しているのかと。

それと、減免3割とか5割、7割とか、その辺あると思うんですけれども、歳入の7ページで、この医療給付費分現年課税分というのが、みんなからもらう保険料になるのかどうか、ちょっと定かでないんですけれども、ここがもらった金額全部足しているのかな。でも、そうすると、この財源のところは普通は、例えば5割減免が何人、5割が妥当なのか分かりませんが、減免した分はどこかからお金が入ってこなきゃならないので、被保険者から頂いた保険税で減免分として繰入れになるのか分かりませんが、そういうのが幾らと入らないと、何か全部徴収した保険税で賄われているやに思うんですけれども、ちょっと質問ばやけて申し訳ないが、どんな聞き方してええかよく分からないので、普通なら何か収入があるときに、一般会計なら国県支出金と特定と一般とか、そんなふういろいろあると思うんですけれども、これそういうのがないので、でも減免しているということは、必ずどこかから補填されていないと額がおかしくなってくると通常は言われると思うので、そのあたり、ちょっとこんな質問で申し訳ないけれども、ちょっとお答え願えますか。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 谷議員にお答えします。

まず、国保税の決め方なんですけれども、和歌山県から納付金が示されまして、その納付金から町の保健事業、特定健診に要する経費、出産育児、葬祭費などを加算しまして、保険者努力支援、特定健診負担金などを交付される補助金を控除した額が町の保険税で徴収すべき額となります。

ここに示されております本年度の予算額なんですけれども、そういった形で、予算として必要な分ということで掲載といいますか、予算計上させていただいております。

標準的なのということなんですけれども、今現在、この5年度につきましては、必要な予算額ということで、税率のほうもまだ決まっておきませんので、そういった形で算出することはしておりませんが、まず減免額、2割、5割、7割の軽減があるんですけれども、それにつきましては、一般会計繰入金のところから保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）ということで、10ページですけれども、保険税軽減分ということで、金額は30,715千という形で記載されておりますけれども、こちらのほうが軽減した分に対して繰り入れているものでございまして、軽減分につきましては、軽減相当分を県のほうで4分の3補助させていただいております。それプラス、町が4分の1が公費で負担ということで、その合計額がこの金額になってございます。

未就学児のほうも2分の1軽減するという形になってございまして、軽減相当分を国が

2分の1、県が4分の1、町が4分の1、公費で負担するという形になってございます。

令和4年度の軽減の件数ですけれども、2割が129世帯、5割が193世帯、7割が383世帯の705世帯ということで、大体63.7%の方にそういった形で軽減が係っているという形になってございます。

あと、限度額なんですけれども、保険給付費分、こちらのほうの限度額が650千円、後期高齢者のほうが200千円、介護納付金分が170千円ということで、最大1,020千円というふうになってございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） そうしましたら、ごめんなさい、知識不足で、知識不足じゃないわ、今の、もう変わっていったの理解してなくて、要は健康保険税ということは、もう県のほうから美浜町さん、これだけのという分賦金を課されるという理解でいいんですか。

町の中で、その対象は一人一人幾らというふうに算出するのではなく、美浜町さん幾らと、以前の1市2町か何かでやっていたような、そのような考え方でいいんでしょうか。

○議長（谷重幸君） 子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 谷議員にお答えします。

今、県のほうから事業費納付金というて、一応こっだけ納めてくださいと言ってくる分で、それを徴収するために町のほうで税率を決めるということになっておりますんで、幾らを払うんですけれども、それに対しての徴収すべき分を税として集めるわけなんです。そこでまた、足らん分には基金とか何とか入れながら、そっだけ納めなければならぬというふうな制度になってございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 結局、昔のこの辺のやっているのと似通っていますよね、基本的にはね。じゃ、徴収すべきという額を示されたら、その額に対して、今までよくこちらでも質疑であったと思うんですけれども、それ100%で税率を決めているのか、それか回収分考えて、その数字は違うのか、お答え願えますか。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） こちらの金額ということなんですけれども、徴収率なんですけど、一応運営協議会で出させていただいている分につきましては、96%で計算して出させていただいております。

美浜町の徴収率につきましても、大体その96.少し超えるぐらいの徴収率で推移してきておまして、県の指導に徴収率97%を目標にということで、監査のほうでも言われておりますので、できるだけそういった形で徴収率が上がるように努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） いや、その徴収率ではなくて、結果集まったら、県から例えば1,000千と言われて集めた額、被保険者に課税して皆さんから集めた金額で、結果96、例えば県から97になるように、最初言われた金額の割り算をしているのか、そのまま、例えば1,000千円と言われたやつをそのまま全員に課税をして、96%を回収したら96%という計算でやっているのか、それとも1,000千円でも、どんな言うたらええんですかね、もともと96%しか戻らないということで、0.96でそれを割って、みんなに課税しているのか、それを聞きたいんですけども、質問の意味、分からんかな。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 申し訳ございません。

先ほども申しましたとおり、こちらのほうが必要な、最終これだけの金額が必要だということで、これに対して今現在の税率で基金を繰り入れて、こういった形の金額になっている形でございます。

県が示される標準保険税率よりもかなり低い税率で運営しておりまして、今後、ちょっと金額、税率の改定も視野に入れて運営しているという状況でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、龍神議員。

○8番（龍神初美君） 今の話ですけれども、そうしたらずっと毎年というんかな、繰入れしてきていますよね。残高もだんだん減ってくると思うんですけども、そういうふうにして今のところはいくというようなスタイルというんですか。

○議長（谷重幸君） 子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 龍神議員のご質問にお答えします。

今、繰入金は基金の繰入れのことやと思うんですけども、今、確かに基金は少し多く持っております。ただ、今、ずっと保険税の抑制のために20,000千円ずつとか、昨年度は資産割の廃止とか、そういうので、また少し多めに基金の繰入れをしました。

ただ、基金というのは、いつまでもずっとあるわけではございません。もう今の基金残高、かなり減ってきております。このまま30,000千も40,000千も繰り入れたら、もう2年、3年で尽きてしまうというのが実際でございます。

だから、基金が当然なかったら税率を大きく上げなければならないということなんですけれども、少しずつでも基金を入れながら、令和9年度の県の一元化に向けて、税率の上昇を抑制しながら、今の納付金を算定するような税率まで上げていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 同じ保険税のところですけども、その徴収率って、普通そんなふうに言われると、一般の理解は、100人がいて、課税をして95人が来る。額じゃな

いですよ、件数。それが徴収率というふうに理解するんですよ、一般的には。

でも、もしかしたら額をおっしゃっているのかなと思うんですけども、県から1,000千円で95件の人が帰ってきて、徴収率95%で、それで1,000千円になるように課税しているのかを聞いているわけですね。自分でやっと質問組み立てられましたので、その件数が95件でも、県から言われている1,000千円になるように徴収しているのかということをお答えください。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 件数ということではなくて、徴収率は金額という形ですので、それでその金額になるようにということです。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） ということですと、例えば1,000千円が必要だよというのに、95%とか、例えば97%でもいいですけども、不足の20千、30千、その2%、3%という部分はどうなる、後で補正でまた基金から繰り入れるという理解でいいんですか。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

午前九時二十三分休憩

午前九時二十六分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 申し訳ございません。貴重な時間をいただきまして、申し訳ございませんでした。

こちらの金額につきましては、96%という形になっていまして、調定額としては、これよりちょっと大きい金額になります。

もし、その収入が足りないという場合は、もともと基金から補填しているわけですけども、その足りないという場合は、そういった形で繰越金なりを充てるという形になってございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 今、そのぼそつと言われた調定額が大きくなっているという、その意味合い、ちょっとよく分からないんですけども、調定額が必要なのを計算してしたんやから、要は例えば1,000千円要するというところで、1,050千円で調定をして、それで税率を出して掛けている、そういうことでよろしいんですか。今の言い方だと、僕、そんなに取っちゃうんですけども、どうでしょうか。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 谷議員にお答えします。

調定額につきましては、100ということなんで、多めに調定額は取っているという形

です。予算上で9.6%という形ですので、これを9.6で割り戻した金額が調定額という形になります。

以上です。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

午前九時二十七分休憩

午前九時四〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 貴重な時間をいただきまして申し訳ございませんでした。

先ほどのご質問ですけれども、谷議員がおっしゃるとおり、今までどおりと同じような形でございます。収入額を予算計上しているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 少し、保険料のところなんで、観点を変えるというか、減免、2割が1.29、5割が1.93、7割が3.83、結局、額にしてどれだけ減額しているんですか。

それと、何か6.3%という、そもそも制度としてどうなのかとか、それは余談の話なので、とにかく減免額合計であるとか、それともう一個聞いていいですか。

もう議案外というんだったらあれですけれども、何か岸田総理が令和4年度の予備費で、この出産のところに関して云々というのが出ていて、それ何か予算書の後の話ですのであれですけれども、情報とかあって、今後どうするとか、そういうめどまで言いませんけれども、そんな話があるのであれば、ご紹介いただけたらと思いますが。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 谷議員にお答えします。

減免額ですけれども、10ページ、繰入金の先ほども申し上げました保険税の軽減分、こちらの金額が30,715千円、こちらのほうが減免額でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） もう一回質問してあげて。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 減免額、すみません、よく分かりました。

よく分かりましたというか、何か額が異様に非常に小さいので、また違うのかなと思いましたが、議案外だと言われたらあれですけれども、岸田総理が先般言われた令和4年度の予備費を使って子育て云々とか、これ出産のほうじゃなかったか、何かそういう手当てをされるような話も聞いたんですが、これはこの国保にはあまり関係ないのかな。もし何か情報とかあればと思って聞いた次第で、もう議案外であれでしたら、もうそれだけで結構ですけれども、分からなかったら、もういいですよ。すみません。

○議長（谷重幸君） 子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 出産育児一時金のことでしょうかね。

500千は、もう国保に限らず、全ての出産に対して500千円という話で、そのほか

の情報については、私のほうでは聞いておりません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） ちょっと徴収率の話に戻って申し訳ないんですけども、税の公平性という立場からいうたら、100%は無理としても、できるだけ、今96ということやけれども、1%でも上げる努力をしてもらいたいということ。

それと関連して、滞納繰越分が3,500千、計上されています。これ、現時点の滞納繰越分、令和4年度分はまだ今月あるから、今年度無理やとして、一番直近の2月ぐらいまで、どのぐらい滞納繰越金があって、その滞納繰越金やから、なかなか徴収率、難しいと思うね、今まで取れていなかったんやから。だから、どのぐらいの額、例えば50%、今7,000千あるけれども、50%ぐらいで計算して350にしたのか、その根拠やね、350という。多分、不納欠損も出ると思います。絶対集まん分も出ると思うんですけども、そこあたり、どのような根拠で350と出したのか、ちょっとそれを、大体でいいですから。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 鈴川議員にお答えします。

こちらのほうの滞納繰越分ですけれども、令和3年度の実績としまして6,310千円、令和4年度ですけれども、申し訳ございません、1月になってしまうんですけども、5,757千円ということで、こちらの医療費給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の滞納繰越分を合計しまして、こういった金額になってございます。大体、調定でいいますと30,000千少しになってくるかと思いますが、何分滞納分ということで、なかなか徴収が伸びないところでもございますが、何とかそういった形で、先ほど言われました公平性というところもございまして、何とか徴収率を上げるように努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） 30,000千ほどあるということですか。現時点で30,000千ほど滞納金があるけれども、過去の実績見て、このぐらいやということで、そういう解釈でいいんですね。分かりました。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第15号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第16号 令和5年度美浜町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） おはようございます。

議案第16号 令和5年度美浜町介護保険特別会計予算について、細部説明を申し上げます。

美浜町介護保険特別会計予算の総額は歳入歳出それぞれ8億75,792千円で、前年度と比較いたしまして33,916千円、率にして4.03%の増でございます。介護保険給付費が増加したことが主な要因でございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページの第1号被保険者保険料につきましては1億54,013千円を計上してございます。保険料の基準月額は5,880円でございます。このうち、特別徴収保険料は1億45,925千円、普通徴収保険料は7,988千円、滞納繰越分保険料として100千円を計上しています。

督促手数料は10千円でございます。

国庫負担金は1億46,231千円で、前年度より5,887千円の増額となっております。

国庫補助金は67,668千円で、内訳が調整交付金57,103千円、地域支援事業交付金では、介護予防・日常生活支援総合事業と、8ページの総合事業以外に係る2つの交付金がありまして、この合計が7,366千円でございます。

8ページ、保険者機能強化推進交付金は1,456千円、地域支援事業費での高齢者の予防・健康づくりの取組に対する交付金でございます。介護保険保険者努力支援交付金は1,743千円で、高齢者の自立支援・重度化防止の取組に対する交付金でございます。

支払基金交付金は、第2号被保険者の保険料分として、地域支援事業分と合わせて、支払基金から2億27,666千円の交付を見込んでいます。前年度より10,447千円の増額でございます。

県負担金は1億17,736千円、前年度より5,280千円の増額でございます。

県補助金は、地域支援事業交付金の介護予防・日常生活支援総合事業と、10ページの総合事業以外に係る2つの交付金で4,455千円、前年度から458千円の増額でございます。

10ページ、財産運用収入は、介護給付費準備基金の利子27千円です。

一般会計繰入金は1億47,982千円で、前年度より1,036千円の増額となっております。介護給付費に係る法定率での繰入れと事務費繰入金、また、第1段階から第3段階の方に対する保険料軽減措置に対する補填分として、低所得者保険料軽減繰入金を

計上してございます。

12ページ、基金繰入金は、介護給付費準備基金から繰入れを10,000千円計上してございます。

繰越金と諸収入につきましては、それぞれ科目設定です。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

16ページ、総務費、総務管理費は29,289千円、前年度より432千円の減額です。主な要因は、職員1名の人件費が他会計へ変更したことによるものでございます。

報酬365千円は、介護認定調査業務を行うパートタイムの会計年度任用職員分、給料6,687千円は、職員1名とフルタイムの会計年度任用職員分、職員手当等は3,457千円、共済費は1,885千円、報償費148千円は第9期介護保険事業計画策定委員への報償費、旅費は59千円、需用費は792千円、役務費は郵便料、主治医意見書作成料などの必要経費2,874千円、委託料は介護保険事業計画策定委託料などで4,172千円、使用料及び賃借料は介護事業所台帳管理システムのプロダクト利用料の330千円、負担金補助及び交付金は御坊広域行政事務組合への介護認定審査会費分担金などで8,520千円でございます。

次に、保険給付に係る費用についてです。

18ページからの保険給付費の総額は8億12,229千円で、対前年比34,350千円、率にして4.42%の増額でございます。

介護サービス等諸費7億53,506千円は、要介護の認定を受けた方へのサービス費用で、デイサービスやヘルパーの利用、施設への入所費用等です。

その他諸費は、国保連合会への審査支払手数料720千円です。

20ページ、高額介護サービス費18,837千円は、自己負担分が一定額を超えた場合の還付分です。

高額医療合算介護サービス等費3,600千円は、介護保険の自己負担と後期高齢者医療等医療での自己負担額の合算額が一定額を超えた場合の還付分でございます。

特定入所者介護サービス等費19,636千円は、一定の資格により、施設の利用等の際の食費、居住費の自己負担が軽減されるものでございます。

20ページ、下段から23ページに続く介護予防サービス等諸費15,930千円は、要支援の認定を受けた方のサービス利用等に係る費用でございます。

22ページからの地域支援事業費は、介護保険給付とは別に、美浜町地域包括支援センターが実施する介護予防事業などに係る予算でございます。

包括的支援事業・任意事業費3,039千円は、総合相談事業、権利擁護事業、認知症施策などに係る費用でございます。

26ページ、介護予防・生活支援サービス事業費28,854千円は、要支援の認定を受けた方と事業対象者の方の訪問型・通所型サービス利用等に係る費用でございます。

一般介護予防事業費2,093千円は、介護予防普及啓発や地域介護予防活動支援など

に係る費用でございます。

28ページ、その他諸費58千円は、国保連合会への介護予防・生活支援サービス事業費の審査に対する手数料でございます。

基金積立金は、利子の積立で27千円、諸支出金は、保険料の還付金200千円、償還金、還付加算金、延滞金は、それぞれ科目設定でございます。

添付資料として給与費明細書に関する調書を添付してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。何点か、まず、7ページの一番上、保険料です。

私も今年から特別徴収者になりましたので、聞きます。特徴の人は何人ぐらいいらっしゃるのか。

それと、その下の当然普通徴収の方も何人ぐらいで、滞納というのは、特徴にはあり得ないんで、これは普通徴収の方でよいのかというところと、それと9ページ、今、細部説明のところ、第5款の支払基金、ずっとここについて、この金額を見込んでいますというふうに説明があったと思うんですけども、何か計算式とかガイドラインとか、今年だったらこれぐらいになるよとか、何かそういうのがあるのかないのか、なかったらないで、またどのように見込まれたのか。

それと、すみません、13ページ、真ん中辺りの、以前あったか分かりませんが、ここ数年来はないこの介護給付費準備基金繰入金10,000千円、これは何か目的をおっしゃっていただいたんかどうか、少しちょっと聞き漏らしたような気がしますので、ちょっと詳しく説明を願いたい。

○議長（谷重幸君） かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 谷議員にお答えします。

まず、最初の保険料のところ、

7ページのところですが、特別徴収の保険料の対象者につきましては、2,315人、それから普通徴収の保険料の方が137名ということで、合計2,452名で試算のほうをしております。

それから、支払基金交付金の部分ですが、この部分については、2号被保険者の方の年齢でいきますと、40歳から64歳の方が納めております保険料の部分になります。それで、これはもう率が決まっています、給付費に対して27%が第2号の保険者の方で負担するということになっておりますので、27%で計算しております。

それから、13ページの基金繰入金10,000千円の部分です。この部分については、介護給付費を試算しまして、保険料等、国、県からの補助とかも含めまして、その足らん部分を基金から繰入れということで、令和5年度については10,000千円を見込んでいます。

それで、第8期の介護事業計画の中では18,000千円を取り崩して補填するという

計画になっておったんですが、そこが10,000千円で、今回、試算で済んでいますので、給付の部分については少し抑制されているのではないかなと考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） まず一つ、滞納繰越しは普通徴収の方だけということによろしいですよ。

それと、2号被保険者から27%、よく分かりました。

この2号被保険者というのは、国保とか厚生年金と、そんな関係ないの、国保の方だけということなんですか。そこ、お願いします。

○議長（谷重幸君） かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） お答えします。

支払基金交付金の部分については、40歳から64歳の全ての方が対象になるかと思えます。

それと、滞納繰越分については、これはもう普通徴収からの滞納の部分で、特別徴収については年金からの天引きになりますので、基本100%の徴収率になります。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 単なる疑問ですけれども、要は、じゃ、その支払基金交付金というのは、ほかの保険制度の方からということなんですよ。その方の保険料の何%というのは、そういうデータは来るわけですか。単純に、もうそこだけの質問ですけれども、お願いします。

○議長（谷重幸君） かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） お答えします。

支払基金交付金の部分については、国のほうから、町のほうで保険給付がどれぐらい要るかという申請する段階があります。町から、今年度、これぐらい保険給付が要りますということを報告しますと、それに基づいて国のほうから美浜町にはこれだけの金額、交付金として交付されますということで、そういうやり取りをしております。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第16号 令和5年度美浜町介護

保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第17号 令和5年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 議案第17号 令和5年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算について、細部説明を申し上げます。

美浜町後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億44,244千円で、前年度と比較いたしまして2,426千円、率にして0.98%の減でございます。広域連合へ納める納付金が減少したことが主な要因でございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページの後期高齢者医療保険料につきましては、被保険者数を1,425名と見込み、特別徴収保険料55,388千円、普通徴収保険料33,871千円、滞納繰越分として75千円の合計89,334千円を計上しています。前年度と比較して2,511千円の増額となっております。

分担金及び負担金629千円は、美浜町が実施する人間ドック健診に対して広域連合から交付されるものでございます。

督促手数料は3千円でございます。

一般会計からの繰入金につきましては1億54,092千円で、内訳は事務費繰入金13,885千円、このうち広域連合に納める事務費として6,688千円、町の事務費分として7,197千円を計上しています。

保険基盤安定繰入金は、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填するもので31,989千円でございます。

8ページの療養給付費繰入金は、医療費の12分の1に相当する1億8,218千円を計上してございます。

繰越金以下、10ページの諸収入の雑入までは、それぞれ科目設定でございます。

償還金及び還付加算金は、前年度と同額の180千円を計上してございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

12ページの総務費の一般管理費2億44,064千円についてですが、職員の人件費は1名分で、給料2,459千円、職員手当等1,094千円、共済費676千円、需用費は消耗品費と印刷製本費の87千円でございます。

役務費は881千円、委託料は電算処理委託料と人間ドック健診委託料、クラウド導入による共同印刷委託業務の合計2,465千円でございます。

負担金補助及び交付金2億36,402千円につきましては、退職手当負担金と和歌山県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

諸支出金の保険料還付金は150千円、還付加算金は30千円を計上してございます。

添付資料として給与費明細書に関する調書を添付してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第17号 令和5年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第18号 令和5年度美浜町下水道事業会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第18号 令和5年度美浜町下水道事業会計予算について、細部説明を申し上げます。

初めに、1ページの業務の予定量でございますが、水洗化戸数2,350戸、年間有収水量54万400m<sup>3</sup>を見込み、1日平均有収水量は1,480m<sup>3</sup>を予定してございます。

次に、収益的収支は、下水道事業収益、費用ともに2億10,689千円の予定で、対前年度比3.82%の減少でございます。

次に、資本的収支は、資本的収入45,721千円、資本的支出84,001千円の予定でございます。

なお、資本的収支の不足額38,280千円については、当年度損益勘定留保資金38,280千円をもって補填するものでございます。

第5条は、一時借入金の限度額を30,000千円と定めてございます。

第6条は、予定支出の各項の金額の流用について、収益的支出のうち第1項営業費用と第2項営業外費用との間の流用ができることとしてございます。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費23,087千円と定めてございます。

第8条は、一般会計から補助を受ける金額で、70,105千円を予定してございます。

以上の予算の見積基礎として、11ページの収益的収入についてご説明いたします。

営業収益は85,606千円で、内訳は、下水道使用料85,565千円、その他営業収益41千円でございます。

営業外収益は1億25,083千円で、内訳は、受取利息15千円、他会計補助金70,105千円、長期前受金戻入54,961千円、雑収益2千円でございます。

他会計補助金は、一般会計補助金で不課税支出へ充当いたします。

次に、13ページからの収益的支出についてご説明いたします。

営業費用は1億89,310千円で、内訳としまして、管渠費は21,332千円で、対前年度比1,075千円の増額。主な支出は、委託料10,331千円、修繕費6,113千円、動力費2,950千円でございます。増額の要因は、修繕費と電気料高騰による動力費の増加によるものでございます。

処理場費は46,130千円で、対前年度比3,360千円の増額。主な支出は、委託料12,873千円、汚泥処理量6,266千円、修繕費7,752千円、動力費15,045千円でございます。増額の要因は、電気料高騰による動力費の増加によるものでございます。

総係費は28,607千円で、対前年度比253千円の減額。主な支出は、給料12,734千円、手当5,916千円、法定福利費4,437千円でございます。

減価償却費は、有形固定資産91,549千円を計上してございます。

営業外費用は20,769千円で、内訳は、支払利息及び企業債取扱諸費19,305千円、消費税及び地方消費税1,462千円、雑支出2千円でございます。

特別損失は110千円で、対前年度比10,704千円の減額。原因は、会計年度変更によるその他特別損失が皆減となったためでございます。

予備費は500千円でございます。

次に、21ページの資本的収入についてご説明いたします。

資本的収入は45,721千円で、内訳は、他会計出資金44,649千円、分担金486千円、繰入金586千円でございます。他会計出資金は、一般会計出資金で企業債償還に充当いたします。繰入金は、基金繰入金となっております。

次に、23ページの資本的支出についてご説明いたします。

資本的支出は84,001千円で、内訳は、企業債償還金83,988千円、基金積立金13千円でございます。基金積立金は利子積立金となっております。

次に、25ページは予定貸借対照表、27ページは令和4年度の予定貸借対照表、29ページは令和4年度の予定損益計算書でございます。

31ページは注記で、重要な会計方針等でございます。

33ページは予定キャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は4,179千円を見込んでございます。

以後は、給与費明細書及び債務負担行為に関する調書でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。細かい資料のところでも聞きたいんですが、13ページ、14、16あたりで、汚泥処理費であるとか、また動力費、つまりは、この処理場費46,000千円で動力費がもうほぼ3分の1を占めていて、今、ご説明では電気代が云々と。課長のほ

うからアドバイスいただいて、電気にも高圧と弱電とあって、高圧のほうがということは、処理場での電力料金の高騰が激しいということから、こういうことになるのかどうかというところと、それと汚泥処理料、当町で6,000千強の計上で、この辺、一括なので、今クリーンセンターも建て替えたりしていますが、これをバイオマスに云々と、バイオマスいうかそういうふうに、例えば絞って液肥にするとか、汚泥の処理法をそんなふうな方法に考えると、そういう動きはないんでしょうか。2点。

○議長（谷重幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） お答えします。

処理場費のまず動力費でございます。

議員おっしゃるように、昨年と比べますと、処理場費で3,360千円の増加でございます。動力費のほうが、燃料調整費の高騰でかなり上がっています。動力費は、昨年に比べると3,703千円の増加ということで、電力費のウエートはかなり占めるということについては、どうしても電力、かなり食う施設でございますので、そういう内訳になってございます。

続きまして、処理場費のほうの汚泥処理料です。

議員おっしゃるように、堆肥として利用するというケースがございます。一度、和歌山県内でも、僕が知る限り、1事業体ですかね、挑戦しているところはあるんですけども、そういうこれからのリサイクルとかリユースとかという考え方というのは重要な考え方になってくるかと思しますので、少しちょっと勉強させていただいて、当町でもいろんなそういう取組ができないかというのをこれから勉強していきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 動力費、頭の痛いところですねと申し上げて、その汚泥のほうですけども、実は先般、議員に与えられている旅費をもって、そういうセミナーへ参加してまいりました。

大きなところでは、これで成功しているやに、ただ、汚泥という名前の、風評被害までは申しませんが、そういうアレルギー感、また、そういう回収のところなので、重金属への心配であるとか、そういういろんな懸念があるやに、この業界では言われているらしいです。そのあたりしっかり研究していただいて、幸いにも、うちは一部事務組合で集合でやっていますので、量的な問題は解決されていくのかなと想像には難くありませんので、それは今、課長が勉強されていくということなのか、例えば一組全体でとか、そのような話になっているのか、なっていないのかだけで結構ですので、お願いいたします。

○議長（谷重幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 汚泥処理のリサイクルとかリユースという話ですけども、一部事務組合で研究していくということではなくて、下水道事業のほうでちょっと勉強していきたいと思っております。県でも、いろいろそういう協会とか、そういう集まりがあります

んで、そのときにちょっとご意見とかを伺って、いろんなことを勉強していきたいと思えます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） お答えします。

一部事務組合での汚泥の活用の話ですけれども、今現状の中では、一部事務組合では汚泥のほうをそういうふうには堆肥化していこうということは、まだ話にはなっておりません。

一部、民間の方が、先ほど上下水道課長もおっしゃっていましたが、挑戦されているということは聞いていますので、今後その辺がどうなっていくかによって変わってくると思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、繁田議員。

○7番（繁田拓治君） 単純な質問ですが、最初のページに水洗化戸数というの、2,350というのありますけれども、水道事業との関係で、給水戸数3,698とあるんですが、これは単純に3,600から2,300引いた戸数が水洗化しているということになるのでしょうか。

○議長（谷重幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） お答えします。

水道事業のほうは、家だけじゃなくて、例えば家庭用菜園であるとか工事用の仮設のやつであるとか、いろんな、一般の家庭の用途じゃなくて、ほかにそういう下水をつなぐ必要がないというものが入っていますので、単純な引き算でというわけではございません。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第18号 令和5年度美浜町下水道事業会計予算については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第19号 令和5年度美浜町下水道事業会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第19号 令和5年度美浜町下水道事業会計予算について、細部説明を申し上げます。

初めに、1ページの業務の予定量でございますが、給水戸数3,698戸、年間総給水

量81万1,000m<sup>3</sup>を見込み、1日平均給水量は2,195m<sup>3</sup>を予定してございます。

年間総給水量は、実績及び予測に基づき計上してございます。給水量は減少でございます。

次に、収益的収支は、水道事業収益1億28,744千円の予定で、対前年度比2.52%の減少でございます。

水道事業費用は1億18,133千円の予定で、対前年度比4.66%の減少でございます。

次に、資本的収支は、資本的収入89,475千円、資本的支出1億24,714千円の予定でございます。

なお、資本的収支の不足額35,239千円については、過年度損益勘定留保資金20,883千円、当年度損益勘定留保資金5,294千円と当年度分消費税資本的収支調整額9,062千円をもって補填するものでございます。

第5条は、当年度実施事業のうち企業債を充当するものについて、借入限度額などを定めるものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を30,000千円と定めてございます。

第7条は、予定支出の各項の金額の流用について、収益的支出のうち第1項営業費用と第2項営業外費用との間の流用ができることとしてございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費26,323千円と定めてございます。

第9条は、たな卸資産の購入限度額として、量水器及び量水器ボックス、修繕材料費等で2,131千円と定めてございます。

以上の予算の見積基礎として、11ページの収益的収入についてご説明いたします。

営業収益は1億15,365千円で、内訳は、水道使用料1億10,834千円、メーター使用料3,552千円、受託工事収益792千円、その他の営業収益187千円でございます。

営業外収益は13,379千円で、内訳は、預金利息81千円、消費税及び地方消費税還付金1,584千円、長期前受金戻入10,471千円、雑収益1,243千円でございます。

次に、13ページからの収益的支出についてご説明いたします。

営業費用は1億14,670千円で、内訳としまして、原水及び浄水費は18,720千円で、対前年度比2,421千円の増額、主な支出は、動力費12,494千円、薬品費3,798千円でございます。増額の原因は、電気料金高騰による動力費の増加によるものでございます。

配水及び給水費は5,561千円で、対前年度比858千円の減額、内訳は、修繕費4,461千円、材料費1,100千円でございます。

受託工事費は、消火栓設置工事費で792千円を計上してございます。

総係費は36,724千円で、対前年度比1,379千円の増額、主な支出は、給料14,394千円、手当6,956千円、法定福利費4,973千円、委託料6,039千円でございます。増額の要因は、前年度の人事異動による人件費の増加によるものでございます。

減価償却費は、有形固定資産49,931千円と無形固定資産2,792千円の合計52,723千円を計上してございます。

資産減耗費は、固定資産除却費150千円を計上してございます。

営業外費用は2,908千円で、内訳は、支払利息及び企業債取扱諸費2,888千円、雑支出20千円でございます。

特別損失は55千円、予備費は500千円でございます。

次に、19ページの資本的収入についてご説明いたします。

資本的収入は89,475千円で、内訳は、分担金275千円、企業債89,200千円でございます。企業債は、建設改良費に充当するための借入れでございます。

次に、21ページの資本的支出についてご説明いたします。

資本的支出は1億24,714千円で、内訳は、建設改良費99,957千円、企業債償還金24,757千円でございます。建設改良費では、配水管整備6件、送水施設改良費1件を計上してございます。

次に、23ページは予定貸借対照表、25ページは令和4年度の予定貸借対照表、27ページは令和4年度の予定損益計算書でございます。

29ページは注記で、重要な会計方針等でございます。

31ページは予定キャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は2億49,549千円を見込んでございます。

以後は、給与費明細書及び債務負担行為に関する調書でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番、谷です。いつも聞く有収率はどうなのかと。

それと、さっき、下水道のところで質問があつて、それがちょっと気になったんで、三尾の給水戸数というのがお手元があれば、下水の普及率というか、その辺等もちょっと考えたいので、三尾の給水戸数をお願いしたい。

それと、例えば水道料金の滞納であるとか、そのあれは、この12ページの雑入のこのあたりという理解でいいのか、それか、ほかのところにあるのに僕が見逃しているのか、その辺、3点お願いしたい。

○議長（谷重幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） お答えします。

有収率でございます。有収率のほうは、一応令和4年度で毎月計算しているんですけども、昨年度より若干上がっているんですけども、ほぼ95前後という解釈で大丈夫か

と思います。

三尾の給水戸数なんですけれども、ちょっと資料的にはあるんですけども、今持っていないんです。すみません。ごめんなさい。ちょっと今は正確な数字、分かりかねます。

滞納分、不納欠損分という格好でいいと思うんですけども、不納欠損分については、16ページの一番下に貸倒引当金繰入額というのがございます。20千円、これが一般会計で言う不納欠損分という取扱いになっています。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第19号 令和5年度美浜町水道事業会計予算については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第20号 美浜町農業研修センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） 議案第20号 美浜町農業研修センターの指定管理者の指定について、細部説明を申し上げます。

美浜町農業研修センターの指定管理者である紀州農業協同組合の指定が令和5年3月31日で終了します。

引き続き、同組合を令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間、指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第20号 美浜町農業研修センターの指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第7 議案第21号 美浜町カナダミュージアムの指定管理者の指定について、日程第8 議案第22号 美浜町アメリカ村ゲストハウスの指定管理者の指定について、日程第9 議案第23号 美浜町アメリカ村レストランの指定管理者の指定については、同種の事件として一括議題に供したいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、日程第7 議案第21号、日程第8 議案第22号、日程第9 議案第23号を一括議題とします。

3件について細部説明を求めます。防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） 議案第21号 美浜町カナダミュージアムの指定管理者の指定について、議案第22号 美浜町アメリカ村ゲストハウスの指定管理者の指定について、議案第23号 美浜町アメリカ村レストランの指定管理者の指定について、一括して細部説明を申し上げます。

議案第21号 美浜町カナダミュージアムの指定管理者の指定については、美浜町カナダミュージアムの指定管理者である特定非営利活動法人日ノ岬・アメリカ村の指定が令和5年3月31日で終了いたします。

引き続き、同団体を令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間、指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第22号 美浜町アメリカ村ゲストハウスの指定管理者の指定については、美浜町アメリカ村ゲストハウスの指定管理者である特定非営利活動法人日ノ岬・アメリカ村の指定が令和5年3月31日で終了いたします。

引き続き、同団体を令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間、指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第23号 美浜町アメリカ村レストランの指定管理者の指定については、美浜町アメリカ村レストランの指定管理者である特定非営利活動法人日ノ岬・アメリカ村の指定が令和5年3月31日で終了いたします。

引き続き、同団体を令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間、指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 3件一括して質疑を行います。2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） 指定管理指定についてなんですけれども、どうですか、業績とい

いますか、右肩上がりに進んでいるのでしょうか。今の現状を教えてください。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） 今の現状でいいますと、ちょっとコロナ禍の影響もあったということで、厳しい状況でありました。ただ、来年度予算ということで、今回お認めいただきました中身を見ますと、この日ノ岬・アメリカ村については、大体指定管理料を入れてとんとんぐらいの状況でありました。

今回、令和5年度については、もともと4,500千であったやつを500千下げて、4,000千というふうな形をお願いしたわけでございます。

今後、これがどんどんどんどん下がっていくことを期待している状況でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） ということは、まだ将来の展望は見えていないということでしょうか。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） 事実、見えていない状況ではあります。

ただ、今後、レストランの関係であるとか、カナダミュージアムのほうはある程度のパイ、決まってくるかと思いますが、レストランの関係を何とか力入れて、収益を上げていければなというふうな形をお願いしている状況であります。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから議案第21号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） 続いて、議案第22号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） 続いて、議案第23号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから議案第21号について採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第21号 美浜町カナダミュージアムの指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

続いて、議案第22号について採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第22号 美浜町アメリカ村ガス

トハウスの指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号について採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第23号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第23号 美浜町アメリカ村レストランの指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第10 議案第24号 美浜町産品コーナーの指定管理者の指定について、日程第11 議案第25号 美浜町多目的室の指定管理者の指定については、同種の事件として一括議題に供したいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、日程第10 議案第24号、日程第11 議案第25号を一括議題とします。

2件について細部説明を求めます。防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） 議案第24号 美浜町産品コーナーの指定管理者の指定について、議案第25号 美浜町多目的室の指定管理者の指定について、一括して細部説明を申し上げます。

議案第24号 美浜町産品コーナーの指定管理者の指定については、美浜町産品コーナーの指定管理者である一般社団法人煙樹の杜の指定が令和5年3月31日で終了いたします。

引き続き、同団体を令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間、指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第25号 美浜町多目的室の指定管理者の指定については、美浜町多目的室の指定管理者である一般社団法人煙樹の杜の指定が令和5年3月31日で終了いたします。

引き続き、同団体を令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間、指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 2件一括して質疑を行います。2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） こちらも同様でございます。今の現状、右肩上がりなのかどうか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） 今回、この煙樹の杜に関しましては、かなり営業的には厳しい状況でありました。昨年度の指定管理料も1,500千円、今回お願いした件も1,500千円、大体事業費でいうと約500千円ぐらいの、指定管理料を入

れて赤になりそうな感じでありました。だから、今回、その指定管理料ということで、同じ値段を設定させていただいたわけでございます。

ただ、当然コロナ禍の影響ということは、これも十分考えられるんですが、いろいろな関係、今、煙樹の杜に関しては、直営でいろいろやってみたりとか、いろいろ試みはしているんですが、今のところ、まだうまく進んでいない状況であります。

今後、新しい視点、直営のやり方にしても、何かもっと集客の呼び込めるものとか、いろいろ考えていって事業展開を図るように、こちらからもいろいろとアドバイスできればと考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） 日ノ岬よりは、ちょっと見えないようですね。

今後、どうされていくかも含めまして、将来の展望、お願いします。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） 先ほどの答弁とかぶるところではありますが、今のやっている事業以外に関しても、直営でやる部分の充実とか、あるいは新たな取組していくとか、昨年度であれば、ドッグラン取り入れたりとかいうふうな形でありましたが、もっと収益につながる方法を考えていかなければならない時期に来ているかなと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） そうしますと、例えば何年ぐらいやったら、どうなるんやというような考え方も一つあるんですかね。全然業績伸びないということで、あとどれぐらいを見ているんやとか、別に年代きっちりいつまでとか、そんなんじゃないなくても、やっぱり今後、なくしていく可能性だってあるということになるんですか。それとも、継続して頑張っていくようになるんですか。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） こちら側とすれば、頑張ってください、最後までずっと続けていただきたいと思いますと考えております。

ただ、この指定管理、今回も1年ごとでお願いするというような形になっておるんで、双方との合意がなければなかなか進まないと思います。例えば、逆に煙樹の杜さんのほうが、もうどうしてもできないよというふうな形であれば、これは仕方ないということにもなろうかと思えます。

そのときには公募とか、いろいろ方法はあるかと思いますが、町とすれば、事業を始めたときから一番最初にお願した団体なんで、最後までお願いしたいと考えています。そのためには、できるだけ収益が上がるような、煙樹の杜さんにも努力していただいて、町からも収益の上がるようなアドバイス等ができればと考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから議案第24号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） 続いて、議案第25号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから議案第24号について採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第24号 美浜町産品コーナーの指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

続いて、議案第25号について採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第25号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第25号 美浜町多目的室の指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第26号 和田財産区管理委員の選任についてを議題とします。

本件、直ちに一括して質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

続きまして、本件、一括して討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、1人ずつ順番に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

1人目、美浜町大字和田225番地、塩崎葵氏を同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、塩崎葵氏は同意されました。

2人目、美浜町大字和田1095番地の内1号、狩谷公栄氏を同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、狩谷公栄氏は同意されました。

3人目、美浜町大字和田1308番地の1、上田収司氏を同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、上田収司氏は同意されました。

4人目、美浜町大字和田1638番地の3、玉置延行氏を同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、玉置延行氏は同意されました。

5人目、美浜町大字和田2827番地、久保善彦氏を同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、久保善彦氏は同意されました。

6人目、美浜町大字和田1872番地の内1号、安東八重子氏を同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、安東八重子氏は同意されました。

7人目、美浜町大字和田344番地、吉川徹氏を同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、吉川徹氏は同意されました。

したがって、議案第26号 和田財産区管理委員の選任については原案のとおり同意することに決定しました。

日程第13 議案第27号 三尾財産区管理委員の選任についてを議題とします。

山崎議員には、地方自治法第117条、除斥の規定により、しばらくの間退場を求めます。

（山崎議員退場）

本件、直ちに一括して質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

続きまして、本件、一括して討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、1人ずつ順番に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

1人目、美浜町大字三尾977番地、中野好裕氏を同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、中野好裕氏は同意されました。

2人目、美浜町大字三尾244番地、山崎敏夫氏を同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、山崎敏夫氏は同意されました。

3人目、美浜町大字三尾215番地の4、牛見五夫氏を同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、牛見五夫氏は同意されました。

4人目、美浜町大字三尾473番地の6、濱本正昭氏を同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、濱本正昭氏は同意されました。

5人目、美浜町大字三尾1506番地、津村信清氏を同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、津村信清氏は同意されました。

6人目、美浜町大字三尾2110番地の3、櫻井貞夫氏を同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、櫻井貞夫氏は同意されました。

7人目、美浜町大字三尾490番地、中田昭晴氏を同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、中田昭晴氏は同意されました。

したがって、議案第27号 三尾財産区管理委員の選任については原案のとおり同意することに決定しました。

除斥の議事が終了しましたので、山崎議員の再出席を求めます。

（山崎議員入場）

日程第14 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び美浜町会議規則第128条の規定によって、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定することにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定しました。

しばらく休憩します。

午前十時五十五分休憩

午前十時五十六分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

お諮りします。

ただいま、各委員長から委員会の閉会中の継続審査及び調査について申出書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第15として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを日程に追加し、追加日程第15として議題とすることに決定しました。

追加日程第15 委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から、目下、委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

閉会に当たり、今月末をもって福島会計管理者が定年退職されます。

退職に当たり、挨拶を申し上げたいとの申出があります。これを許します。福島会計管理者。

○会計管理者（福島教君） 議案審議でお疲れのところ、時間をいただきまして誠にありがとうございます。

私、福島は、今月3月31日をもちまして60歳定年退職となります。昨年12月議会で職員の定年等に関する条例というのが改正され、今年4月以降は定年退職の年齢が61歳、62歳と1歳ずつ繰り上がっていきますので、60歳で定年退職というのは私が最後になります。

昭和63年4月に役場に入り、ちょうど35年になりますが、この間、議員の皆様方には大変お世話になり感謝申し上げます。また、ここにいます各課長さん方におかれましても、同僚として、また私の部下として一緒に仕事できたことを大変感謝しています。35年間、いろんなことがありましたけれども、今となっては貴重な体験であったと思っています。

4月からは、当初予算にも計上されていますように、暫定再任用職員ということで、フルタイムではありませんが、しばらくは引き続き役場で勤務することになっています。次の会計管理者に事務の引継ぎもしながら、少しでもお役に立てればと思っていますし、また議員の皆様方ともお会いする機会があると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

最後になりましたが、議員の皆様方のますますのご活躍と皆様のご健勝を祈念して、ご挨拶とさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

（場内拍手）

○議長（谷重幸君） これで本日の会議を閉じます。

令和5年美浜町議会第1回定例会を閉会します。

午前十一時〇〇分閉会

お疲れさまでした。